

# 環境に優しいデータセンター認定要綱

平成27年7月21日

特定非営利活動法人日本データセンター協会

## 第1条（目的）

本要綱は、データセンターのうち、地球温暖化対策の推進に資する優れた取り組みを行っているデータセンターを募集し、その取り組みのレベルを認定・公表することにより、よりエネルギー効率の高い環境に配慮したデータセンターを普及させることを目的とする。

## 第2条（定義）

本要綱における、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

データセンター：情報通信技術に係わるコンピュータ類（サーバー、ストレージ、ルータ、スイッチ等をいう。）及び当該コンピュータ類に付随する電源・空調設備などの専用設備並びにそれらを収容して稼働させるための区画を備えた建物をいう。

環境に優しいデータセンター：特定非営利活動法人日本データセンター協会（以下、JDCC）が認定したデータセンター

環境配慮型データセンター：環境に優しいデータセンターのうち、地球温暖化対策の推進に資する優れた取り組みを行っているものとして東京都が認定したデータセンター

## 第3条（環境に優しいデータセンター認定の申請と資格）

環境に優しいデータセンターの認定は、当該認定を要求するデータセンター事業者（以下、申請者）からJDCCへの申請に基づき、JDCCによって行われる。

二. 環境に優しいデータセンター認定を希望する事業者は、別に定める申請書別紙「環境に優しいデータセンター認定申請書類」に必要事項等を記入の上、JDCCに提出しなければならない。

三. 当該認定の申請が可能なデータセンターは、申請時点で稼働しているデータセンターであることを要する。

## 第4条（環境に優しいデータセンターの認定基準と認定レベル）

環境に優しいデータセンターの対象となるデータセンターの認定基準は、別紙「環境に優しいデータセンター認定基準」（以下、認定基準）に定める。

二. 認定基準は、その取組の程度に応じて認定レベルを定める。

#### 第5条（環境に優しいデータセンターの検査）

J D C Cは、申請があったデータセンターについて、第4条に定める認定基準に合致していることの検査（以下、検査）を行う。

- 二. J D C Cは、検査をJ D C Cが指定する検査会社へ委託することができる。
- 三. J D C Cは、検査はため、当該データセンターの申請情報を検査会社に預託することが出来る。

#### 第6条（環境に優しいデータセンターの認定）

J D C Cは、第5条に定める検査結果の確認を行い、認定基準に基づき、データセンターの認定を行う。

#### 第7条（環境に優しいデータセンターの検査手数料）

申請者は、第3条の申請をする際には、申請する認定レベルに応じて、J D C Cが定める検査手数料を納付しなければならない。

- 二. 申請者は、検査の結果の如何にかかわらず、納付した検査手数料の返還を請求できない。

#### 第8条（環境に優しいデータセンターの検査結果の通知）

J D C Cは、申請事業者に対して検査結果の通知及び認定証の発行を行う。

#### 第9条（環境に優しいデータセンターの認定有効期間）

本要綱に基づく認定の有効期間は、平成29年3月31日までとする。

#### 第10条（環境に優しいデータセンターの公表）

J D C Cは、第6条により認定したデータセンターについて、次の事項を公表する

- (1) データセンターの名称
- (2) データセンターの所在地（都道府県名まで）
- (3) データセンター事業者名
- (4) データセンター事業者の問い合わせ先
- (5) 認定レベル
- (6) その他本認定を活用するにあたり必要となる事項

#### 第11条（環境配慮型データセンターの申請）

J D C Cが定める環境に優しいデータセンターのうち、東京都が定める環境配慮型データセンターの認定を希望する事業者は、別途東京都が定める「環配慮型データセンター認定制度要綱」に従い、東京都へ申請を行うこと。

- 二. J D C Cは、東京都からの求めに従い、検査内容を東京都に開示する場合がある。

## 第12条（環境に優しいデータセンターの認定の取り消し）

J D C Cは、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に虚偽・不正があったとき
- (2) 当該データセンターが廃止又は事業を休止したとき
- (3) 当該データセンターについて、再度認定の申請を行い、新たに認定されたとき
- (4) 当該事業者が法令違反行為および反社会的行為を行ったとき
- (5) 当該事業者が反社会的勢力であることが判明したとき
- (6) その他の事由により、J D C Cが必要と判断したとき

## 第13条（秘密保持）

J D C C及び検査会社は、本申請に関連して知り得た事業者の技術上、営業上ならびにその他一切の情報を「秘密情報」とし、本制度以外の目的で使用してはならない。また、認定の検査期間中及び認定の有効期間終了後ともに、事前に申請者の書面による承諾を得ることなく第三者に開示しないものとする。

二. 前項の規定は、次の各号に該当する情報には適用されないものとする。

- (1) 申請者から開示を受けた時に、J D C Cまたは検査会社が既に所有していた情報
- (2) 申請者から開示を受けた時に、既に公知であった情報
- (3) 申請者から開示を受けた後、J D C Cまたは検査会社の責に帰さない事由により公知となった情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく、適法に入手した情報
- (5) 第10条の定めによる情報

## 第14条（免責）

J D C Cが行う認定は、申請者から正当に入手した情報に基づき行われ、客観的な検査基準に基づいてなされたものであり、申請者、関係者、その他第三者に関して生じうる如何なる損害、損失について、J D C Cはその責任を負わないものとする。

## 第15条（知的財産権）

環境に優しいデータセンターの認定制度に関する一切の著作権、その他の知的財産権、営業秘密、ノウハウ、その他の権利は、J D C Cに留保され、J D C Cに専属的に帰属するものとする。

## 第16条（その他）

本要綱に定めるものを除くほか、認定及び公表等にあたり必要な事項は、J D C Cが別に定める。

以上